

株 主 各 位



MEDIASEEK

東京都港区南麻布三丁目20番1号

株式会社 **メディアシーク**

代表取締役社長 西 尾 直 紀

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下しまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和2年10月21日（水曜日）午後7時までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

I. 日 時 令和2年10月22日（木曜日）午後1時00分
（受付開始 午後0時30分）

（今回開催時刻を変更しておりますので、お間違えのないよう
ご注意ください。）

II. 場 所 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所 東証ARROWS内2F 東証ホール

- （注）1. 会場内の社会的距離確保に伴い、席数が非常に限定的となりますため、ご来場いただきましても議場へご入場いただけないケースがありますことを予めご了承下さい。
2. ご入場の際は、西口エントランス（見学受付入口）よりお願い申し上げます。また、本招集ご通知、議決権行使書用紙を必ずご持参いただきますようお願い申し上げます。

3. 西口エントランスでは、警備員による体温の検査及び金属探知機での検査がございます。併せてご理解賜りますようお願い申し上げます。
4. 末尾の株主総会会場ご案内図もご参照下さい。
5. 株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。

Ⅲ. 目的事項

報告事項

1. 第21期（令和元年8月1日から令和2年7月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（令和元年8月1日から令和2年7月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 取締役6名選任の件

以 上

-
- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.mediaseek.co.jp/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、同じくインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.mediaseek.co.jp/>）においてお知らせいたしますのでご確認ください。

事 業 報 告

(令和元年8月1日から)
(令和2年7月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

全般的な概況及び事業別概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な政治・経済環境の変動により経済全般に対する中長期的な見通しについて引き続き先行き不透明な状況が続いております。新型コロナウイルス感染症拡大による国内経済環境の変化により、法人事業においては、主な顧客であります国内法人企業において、予定していたシステム開発プロジェクトの計画変更や見直し等が発生し、当社グループが提供するシステムコンサルティング業務における事業環境に変化が生じております。また、コンシューマー事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大による国内広告市場への影響から、インターネット広告における広告出稿が減少傾向となる等、広告ビジネス全般における事業環境に少なからぬ変化が生じております。

当社グループは、法人事業において、RPA(ロボットによる業務自動化)等各種企業向けツール導入のほか、主に国内の法人クライアントに対するシステムコンサルティング業務による売上を計上しました。コンシューマー事業においては、スマートフォン向け無料提供アプリ「バーコードリーダー/アイコンitt」が累計3,200万ダウンロードを達成し、スマートフォン向け広告収入のほか、スマートフォン向けゲーム等各種情報サービスによる売上を計上しました。なお、研究開発活動は、第1四半期連結累計期間より専属の研究開発部門を廃止しており、法人事業及びコンシューマー事業の通常の活動内で継続的に実施する体制となっております。その結果、当連結会計年度の売上高は、2,305,411千円(前年同期比24.2%増)、営業利益は、39,785千円(前年同期は、128,437千円の営業損失)、経常利益は、113,452千円(前年同期は、84,258千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は、35,126千円(前年同期は、95,410千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

セグメント別の概況は以下の通りです。

(法人事業)

法人事業においては、RPA(ロボットによる業務自動化)等各種企業向けツール導入のほか、主に国内の法人クライアントに対するシステムコンサルティングサービスを実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大による国内経済環境の変化により、予定していたシステム開発プロジェクトの計画変更や見直

し等が一部で発生したものの、総じてシステムコンサルティングサービスの受注が好調であったため、前連結会計年度を大きく上回る売上を達成しました。その結果、同事業の当連結会計年度の売上高は、1,885,563千円(前年同期比25.8%増)、セグメント利益は、159,529千円(前年同期比535.3%増)となりました。

(コンシューマー事業)

コンシューマー事業においては、スマートフォン向け無料提供アプリ「バーコードリーダー/アイコニット」が令和2年7月に累計3,200万ダウンロードを達成し、スマートフォン向け広告収入のほか、スマートフォン向けゲーム等各種情報サービスによる売上を計上しました。新型コロナウイルス感染症拡大による国内広告市場への影響によりインターネット広告収入が当初見通しと比べ減少したものの、コンシューマー事業全体として前連結会計年度を超える売上を達成しました。その結果、同事業の当連結会計年度の売上高は、419,848千円(前年同期比17.5%増)、セグメント利益は、80,386千円(前年同期比36.4%増)となりました。

2. 対処すべき課題

当社グループは、法人事業セグメントにおいては企業向けコンサルティングサービス、コンシューマー事業セグメントにおいてはスマートフォン向け情報サービスや広告サービスを主なターゲットとしております。近年、AIやブレインテックなど情報技術の進化に伴い、市場変化のスピードが速くなっており、今後、さらに複雑な変化を遂げていくものと予想されます。

当社グループは、世界的に普及しつつあるQRコード・バーコードのさらなる活用や、新規マーケット拡大が期待されるブレインテックのほか、独自の技術力やコンサルティング能力を生かした独自サービスの開発によって、変化の激しい市場環境において中長期的な視点で競争力強化を進めてゆく計画です。既存マーケットで実績を有するQRコード・バーコード読取技術のほか、高い技術力と信頼を基盤とする企業向けコンサルティング能力、RPA(ロボットによる業務自動化)ほか独自技術による企業向け業務支援ソリューションの導入実績など、これまで培った強みを最大限活用することに加え、ブレインテックなど最新の情報技術を活用した新サービスの開発・提供を通じてさらなるマーケットの開発と事業領域の拡大を図る方針です。

当社グループが対処すべき当面の課題に対しては、①EdTechを中心とするソリューションビジネスの強化拡大、②「バーコードリーダー/アイコニット」利用拡大に加えゲーム等の情報コンテンツ強化によるスマートフォンビジネス拡大、③ブレインテックほか最新技術を活用した新規事業拡大、④成長が見込まれる先進的ベンチャー企業への投資及びインキュベーション事業拡大、の4つの方向性で、

事業規模のさらなる拡大と安定的な収益基盤の構築を進めてゆく予定です。

① EdTechを中心とするソリューションビジネスの強化拡大

当社グループ法人事業セグメントにおいては、高度なコンサルティング能力を生かした企業向けコンサルティングサービスに加え、EdTechと呼ばれる教育サービス分野で安定的な稼働実績を誇るソリューションプラットフォーム「マイクラス」や、企業の業務効率化を支援するRPA（ロボットによる業務自動化）ツール「ipaS」など、国内法人企業を中心に独自ソリューションを活用した付加価値サービスの提供を行っております。EdTechマーケットにおいては、オンライン授業への対応など動画を活用した新サービス展開に関するニーズが高まってきており、当社グループは、投資先であるRUN.EDGE株式会社の持つ高付加価値映像技術サービスの活用のほか、EdTechマーケット向け動画プラットフォーム構築に関する法人向けソリューション及びコンサルティングビジネスを今後さらに強化拡大することにより、事業規模の拡大と安定的な収益基盤の構築を進めてゆく計画です。

② 「バーコードリーダー/アイコニット」利用拡大に加えゲーム等の情報コンテンツ強化によるスマートフォンビジネス拡大

コンシューマー事業セグメントにおいては、当社グループ独自の画像解析技術を活用したQRコード・バーコード読取アプリ「バーコードリーダー/アイコニット」が累計3,200万ダウンロードを達成し、安定したユーザー基盤に基づく広告売上を計上するほか、常に安定的な読取性能を実現する当社グループ独自のQRコード・バーコード読取技術に対し、外部パートナー企業からライセンス提供を求められるケースも継続しており、ライセンス収入も増加しております。当社グループは、今後、「バーコードリーダー/アイコニット」のさらなる利用拡大とあわせ、スマートフォン向けゲームタイトルの強化・拡大等によるスマートフォン関連ビジネスの拡大を進めることで、継続的な事業規模拡大と収益確保を目指す計画です。

③ ブレインテックほか最新技術を活用した新規事業拡大

市場ニーズの変化に対応し継続的に安定的な利益を創出し続けてゆくため、当社グループでは、最新技術を活用した新サービスの開発、新規マーケットの開発についても積極的に取り組んでいく計画です。最新の脳神経科学研究の成果を活用したブレインテックと呼ばれる新規マーケット開発に引き続き取り組むほか、最新技術を活用した新たな独自サービスを提供することにより、さらなる事業拡大を実現する計画です。

④ 成長が見込まれる先進的ベンチャー企業への投資及びインキュベーション事業拡大

当社グループは、設立以来、次世代サービスに取り組む先進的ベンチャー企業に対し、投資やビジネスインキュベーション業務、各種サポート等を実施してまいりました。今後、さらなる技術革新に伴い、多くの先進的ベンチャー企業の成

長が見込まれることから、当社は、当連結会計年度において、先進的なベンチャー企業を対象に、投融資やビジネスインキュベーション事業を専門に行う子会社として株式会社メディアシークキャピタルを設立し、将来有望なベンチャー企業に対する支援体制の更なる拡大を目指しております。5G環境に対応した高付加価値映像技術サービス、脳神経科学を活用したブレインテック及びQR決済をサポートする画像認識やセキュリティ技術等の各種先進サービス領域における当社の知見を最大限活用し、今後成長が見込まれる先進的ベンチャー企業を支援するインキュベーション事業を拡大することで、当社グループの事業収益の拡大を目指す計画です。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は12,836千円であり、主なものとしては、法人事業及びコンシューマー事業運営のためのサーバー及びその他のハードウェアの取得によるものであります。

4. 資金調達の状況

当連結会計年度は、主として自己資金及び金融機関からの借入金により所要資金を賄いました。

5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

6. 事業の譲受けの状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社グループは、令和2年1月24日に株式会社デリバリーコンサルティングの株式3,617株を譲渡いたしました。なお、株式の譲渡後も、株式会社デリバリーコンサルティングは引き続き当社グループの連結子会社となります。また、当社は令和元年8月5日に株式会社メディアシークキャピタルを設立し、連結子会社としております。

9. 財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (平成29年 7 月期)	第 19 期 (平成30年 7 月期)	第 20 期 (令和元年 7 月期)	第 21 期 (令和 2 年 7 月期)
売 上 高 (千円)	1,527,598	1,502,212	1,856,591	2,305,411
営業利益又は営業損失(△) (千円)	△14,267	△173,417	△128,437	39,785
経常利益又は経常損失(△) (千円)	100,560	△117,569	△84,258	113,452
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	59,867	△88,825	△95,410	35,126
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	6.14	△9.12	△9.79	3.61
総 資 産 (千円)	2,469,767	2,197,312	3,675,960	5,214,861
純 資 産 (千円)	1,780,127	1,584,698	2,665,878	3,639,093
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	174.70	157.82	268.09	360.41

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額は、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
スタートメディアジャパン株式会社	42,500千円	74.1%	法人事業及びコンシューマー事業
株式会社デリバリーコンサルティング	29,025千円	40.1%	法人事業
DELIVERY INTERNATIONAL THAI CO., LTD.	4,000千タイバツ	(100.0%)	法人事業
株式会社メディアシークキャピタル	15,000千円	100.0%	投融資及びビジネスインキュベーション事業

- (注) 1. 連結子会社は、上記4社であります。
2. 当社の出資比率の()につきましては、間接所有割合であります。
3. 株式会社デリバリーコンサルティングへの当社の出資比率は、100分の50以下ですが、実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

(3) その他

令和元年8月5日に株式会社メディアシークキャピタルを新設し、連結子会社としております。

11. 主要な事業内容（令和２年７月31日現在）

当社グループは、企業向け戦略コンサルティング、システムコンサルティング及びシステム運用支援サービスを行う法人事業、モバイル端末向けコンテンツ配信等コンシューマー向けサービス及び「バーコードリーダー/アイコンット」を中心とした企業向けマーケティング支援サービスやライセンス提供等、各種情報サービスを行うコンシューマー事業を主な事業としております。

12. 主要な営業所の状況（令和２年７月31日現在）

当 社 本 社：東京都港区南麻布三丁目20番１号
事業所：長野県長野市
子会社等 国内：東京都港区、福岡県福岡市
国外：タイ王国チョンブリ県

13. 従業員の状況（令和２年７月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
	名	名	才	ヶ月
男 性	145	(増)23	34.7	62.7
女 性	49	(減)2	30.6	52.2
合 計 又 は 平 均	194	(増)21	33.6	59.9

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員（期中平均従業員数１名）は含まれておりません。
2. 平均年令及び平均勤続年数は小数点第２位を切り捨てて小数点第１位まで表示しております。

14. 主要な借入先（令和２年７月31日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	105,307千円
株式会社きらぼし銀行	66,480千円
株式会社東日本銀行	65,254千円
株式会社三井住友銀行	61,081千円
株式会社りそな銀行	56,000千円
芝信用金庫	33,744千円

Ⅱ. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

9,766,800株（自己株式23,345株を含む）

(2) 株 主 数

7,153名

（注） 前期末に比べ792名減少しております。

(3) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数（株）	持株比率（％）
西 尾 直 紀	3,478,400	35.69
根 津 康 洋	728,100	7.47
松 井 証 券 株 式 会 社	205,400	2.10
楽 天 証 券 株 式 会 社	154,900	1.58
鈴 木 智 博	101,500	1.04
江 口 郁 子	96,500	0.99
久 保 田 恵 一	63,900	0.65
都 甲 和 幸	61,600	0.63
松 井 勝 彦	60,000	0.61
株 式 会 社 S B I 証 券	59,264	0.60

（注） 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有の状況

イ 取得した株式

該当事項はありません。

ロ 処分した株式

該当事項はありません。

ハ 消却した株式

該当事項はありません。

ニ 決算期末における保有株式

・ 普通株式

23,345株

2. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(注) 平成28年3月16日開催の取締役会決議に基づく業績達成条件付きの新株予約権は、行使条件を満たさないことが確定したことにより消滅いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（令和2年7月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 尾 直 紀	株式会社デリバリーコンサルティング取締役 スタートメディアジャパン株式会社代表取締役社長 株式会社メディアシークキャピタル代表取締役 株式会社Link-U社外取締役
取 締 役	根 津 康 洋	業務管理部長 スタートメディアジャパン株式会社監査役 株式会社メディアシークキャピタル監査役
取 締 役	江 口 郁 子	コンシューマー事業部長 株式会社デリバリーコンサルティング取締役 スタートメディアジャパン株式会社代表取締役 株式会社メディアシークキャピタル取締役
取 締 役	上 田 耕 嗣	法人事業部長 株式会社デリバリーコンサルティング取締役 スタートメディアジャパン株式会社取締役
取 締 役	市 橋 哲	経理部長 株式会社デリバリーコンサルティング取締役 株式会社メディアシークキャピタル取締役
取 締 役	清 水 知 彦	弁護士、弁護士法人鶯花代表社員 三櫻工業株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	福 田 峰 之	多摩大学大学院・ルール形成戦略研究所客員教授
監 査 役	武 田 健 二	株式会社オールアバウト社外取締役
監 査 役	西 井 敏 恭	オイシックス・ラ・大地株式会社執行役員チーフマーケティングテクノロジーシスト 株式会社シンクロ代表取締役

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 新任

取締役市橋哲及び監査役福田峰之の両氏は、令和元年10月21日開催の第20回定時株主総会において選任され就任しております。

(2) 退任

監査役井出孝夫氏は、令和元年10月21日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

2. 取締役清水知彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役福田峰之、武田健二及び西井敏恭の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、武田健二氏を独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。
4. 監査役西井敏恭氏は、上場会社における戦略的投資や事業開発等の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取	締	役	6名	45,495千円
(うち社外取締役)			(1)	(1,200)
監	査	役	4名	8,400千円
(うち社外監査役)			(4)	(8,400)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額37,211千円を支払っております。
2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、株主総会における決議により、以下のとおり定められております。

① 取締役

年額2億円以内（平成12年9月25日開催第1回定時株主総会決議）に加え、ストックオプションとしての新株予約権による報酬年額2億円以内（平成18年10月27日開催第7回定時株主総会決議）と決議いただいております（但し、使用人兼務取締役の使用人としての給与はこれらに含まれません）。

② 監査役

年額5千万円以内（平成12年9月25日開催第1回定時株主総会決議）に加え、ストックオプションとしての新株予約権による報酬年額5千万円以内（平成18年10月27日開催第7回定時株主総会決議）と決議いただいております。

3. 上記のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は600千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役清水知彦氏は、弁護士法人鶯花代表社員及び三櫻工業株式会社社外監査役を兼務しておりますが、当社と各社との間に取引関係はありません。
- ・ 監査役福田峰之氏は、多摩大学大学院・ルール形成戦略研究所客員教授を兼務しておりますが、当社と同大学院との間に取引関係はありません。
- ・ 監査役武田健二氏は、株式会社オールアバウト社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に取引関係はありません。
- ・ 監査役西井敏恭氏は、オイシックス・ラ・大地株式会社執行役員チーフマーケティングテクノロジスト及び株式会社シンクロ代表取締役を兼務しておりますが、当社と各社との間に取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当社では、毎月1回、定時取締役会及び監査役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会及び監査役会を開催しております。

- ・取締役であります清水知彦氏は、当事業年度に開催された16回の実務取締役会のすべてに出席し、弁護士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な助言・提言を行っております。
- ・常勤監査役であります福田峰之氏は、当事業年度中、令和元年10月21日就任後に開催された13回の実務取締役会のうち11回及び10回の実務監査役会のうち8回に出席し、法令適合性の観点から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・非常勤監査役であります武田健二氏は、当事業年度に開催された16回の実務取締役会のうち15回及び12回の実務監査役会のうち11回に出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・非常勤監査役であります西井敏恭氏は、当事業年度に開催された16回の実務取締役会のうち15回及び12回の実務監査役会のうち11回に出席し、財務会計の観点から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 上記の他、会社法第370条に定める書面決議を1回実施しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役清水知彦氏、監査役福田峰之氏、監査役武田健二氏及び監査役西井敏恭氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

4. 会計監査人の状況

- (1) 名 称 太陽有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	12,250千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,595千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬の額と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行の状況及び報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社においては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適切性等を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役の過半数をもって行う監査役会の決議を経て、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

5. 会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役業務管理部長をコンプライアンスに関する担当取締役とし、コンプライアンスに関する基本方針及び基本体制の整備・構築を図る。
- ② 取締役及び使用人は、企業としての社会的責任に応え、企業倫理及び法令・定款を厳守した企業活動に努める。
- ③ 財務報告をはじめ各種情報の適切な開示を実施し、経営の透明性及び健全性を高めるため社内体制の整備を図る。
- ④ 市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令に定めのある他、文書管理規程など社内規程に従い、取締役や使用人による職務執行の状況を記録するための文書等を作成し、適正な管理と保存を行う。
- ② 取締役及び監査役は、いつでも前項に定める文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 取締役の職務執行に係わる情報は、法令又は東京証券取引所の適時開示規則に従い、適正な開示を行う。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社の事業運営全般のリスクは、代表取締役が管理責任者となり、全社にわたるリスク管理体制の整備及び問題点の把握に努める。各取締役は管掌する業務のリスク管理を行う。
 - ② 取締役、執行役員及び幹部使用人は、各担当業務部門を指揮してマニュアルやガイドラインを作成・配布し、使用人への教育・研修を通じて、会社の損失の危険を回避・予防し、又は管理する体制の整備を図る。
 - ③ 重大なリスクが発現し、全社的対応を要する場合は、代表取締役を対策本部長として、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
 - ② 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。
 - ③ その他業務の合理化、電子化に向けた取組みにより、職務の効率性確保を図る体制の整備を行う。
 - ④ 取締役会、経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループの業務適正確保の観点から、当社の関係会社管理規程及び関連するグループ会社の規程等に基づく報告のもとその業務遂行状況を把握し、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要なグループ会社への指導、支援を実施する。
 - ② グループ会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性及び当社監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役が万全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位（専属か兼業か）について決議するものとする。
 - ② この補助使用人の異動には監査役の同意が必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
 - ③ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、執行役員等の指揮命令を受けないものとする。
 - ④ 当該補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務に優先して従事するものとする。

- (7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する虞がある場合、当社グループの取締役、執行役員若しくは使用人による違法又は不正な行為を発見した場合、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた場合は、その事項を速やかに当社の監査役へ報告する。
 - ② 当社グループの各部門を管掌する取締役、執行役員及び幹部使用人は、当社の監査役会と協議して、定期的又は不定期に担当する部門のコンプライアンスの状況を報告するものとする。
- (8) 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループは、当社監査役へ報告を行った当社グループの役員、使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。
- (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役や会計監査人により、監査役との定期的な意見交換会を開催する。
 - ② 上記のほか、当社グループの取締役、執行役員及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努める。
- (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っています。
- ① コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、経営チェック機能の強化に努めております。また、社長を含む全取締役に社内主要部門の責任者を加えたメンバーで構成される経営会議を原則として週1回のペースで開催し、さらにグループウェアを活用した情報共有など適時開示すべき会社情報の共有化のための体制を整備しております。
 - ② 反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(令和2年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,413,408	流 動 負 債	509,920
現 金 及 び 預 金	861,479	買 掛 金	65,888
売 掛 金	303,724	短 期 借 入 金	38,000
商 品	13,583	1年内返済予定の長期借入金	139,690
仕 掛 品	16,082	未 払 法 人 税 等	42,542
その他のたな卸資産	3,535	賞 与 引 当 金	27,379
そ の 他	215,596	資 産 除 去 債 務	9,645
貸 倒 引 当 金	△593	そ の 他	186,773
固 定 資 産	3,801,452	固 定 負 債	1,065,846
有 形 固 定 資 産	29,060	長 期 借 入 金	210,176
建 物 及 び 構 築 物	16,632	繰 延 税 金 負 債	827,389
工具、器具及び備品	12,427	資 産 除 去 債 務	28,280
無 形 固 定 資 産	1,298	負 債 合 計	1,575,767
そ の 他	1,298	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	3,771,093	株 主 資 本	1,637,587
投 資 有 価 証 券	3,627,692	資 本 金	823,267
繰 延 税 金 資 産	26,046	資 本 剰 余 金	1,028,319
そ の 他	144,082	利 益 剰 余 金	△174,274
貸 倒 引 当 金	△26,727	自 己 株 式	△39,724
		その他の包括利益累計額	1,874,043
		その他有価証券評価差額金	1,874,732
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△689
		新 株 予 約 権	3,313
		非 支 配 株 主 持 分	124,150
		純 資 産 合 計	3,639,093
資 産 合 計	5,214,861	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,214,861

連 結 損 益 計 算 書

（令和元年 8 月 1 日から）
（令和 2 年 7 月 31 日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	2,305,411
売 上 原 価	1,758,246
売 上 総 利 益	547,165
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	507,380
営 業 利 益	39,785
営 業 外 収 益	144,106
受 取 利 息	24,695
受 取 配 当 金	7,540
投 資 有 価 証 券 売 却 益	98,971
そ の 他	12,899
営 業 外 費 用	70,439
支 払 利 息	4,886
投 資 有 価 証 券 売 却 損	59,708
そ の 他	5,845
経 常 利 益	113,452
特 別 利 益	2
固 定 資 産 売 却 益	2
特 別 損 失	17,441
固 定 資 産 除 却 損	88
減 損 損 失	17,353
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	96,013
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	24,952
法 人 税 等 調 整 額	△26,046
当 期 純 利 益	97,107
非支配株主に帰属する当期純利益	61,981
親会社株主に帰属する当期純利益	35,126

連結株主資本等変動計算書

（令和元年 8 月 1 日から）
（令和 2 年 7 月 31 日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
令和元年 8 月 1 日 残高	823, 267	954, 521	△209, 401	△39, 724	1, 528, 662
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	35, 126	—	35, 126
連結子会社株式の売却による持分の増減	—	73, 797	—	—	73, 797
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	73, 797	35, 126	—	108, 924
令和 2 年 7 月 31 日 残高	823, 267	1, 028, 319	△174, 274	△39, 724	1, 637, 587

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
令和元年 8 月 1 日 残高	1, 084, 341	△881	1, 083, 460	3, 313	50, 442	2, 665, 878
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	35, 126
連結子会社株式の売却による持分の増減	—	—	—	—	—	73, 797
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	790, 390	192	790, 583	—	73, 707	864, 290
連結会計年度中の変動額合計	790, 390	192	790, 583	—	73, 707	973, 215
令和 2 年 7 月 31 日 残高	1, 874, 732	△689	1, 874, 043	3, 313	124, 150	3, 639, 093

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数：4社

連結子会社の名称：スタートメディアジャパン株式会社
株式会社デリバリーコンサルティング
DELIVERY INTERNATIONAL THAI CO., LTD.
株式会社メディアシークキャピタル

令和元年8月5日に、株式会社メディアシークキャピタルを新設し、連結子会社としております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

スタートメディアジャパン株式会社、株式会社デリバリーコンサルティング及び株式会社メディアシークキャピタルの決算日は、連結決算日と一致しております。

決算日が連結決算日と異なる場合の内容等

DELIVERY INTERNATIONAL THAI CO., LTD. の決算日は、6月30日です。

連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券：時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品：移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕 掛 品：個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他のたな卸資産：個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)：定率法

主な耐用年数

建 物 及 び 構 築 物 8～15年

工具、器具及び備品 5～15年

無形固定資産(リース資産を除く)：定額法

主な耐用年数

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内による利用可能期間)

長期前払費用：主として均等償却によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金：従業員に対する賞与の支給に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア等の計上基準：当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては、工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他のものについては検収基準を適用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準：外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

重要なヘッジ：イ ヘッジ会計の方法

会計の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

消費税等の会計処理：消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期滞留債権」(当連結会計年度26,727千円)は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 90,019千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 9,766,800株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

普通株式 100,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に自己資金及び銀行借入によって賄っております。余資の運用については、安全性、流動性及び収益性等の各種要素を総合的に考慮した上で、金融商品を選定する方針を採っております。デリバティブは、主として後述するリスクを回避するために利用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、余資の運用を目的とする債券、投資信託及び株券並びに政策目的で出資した株式が主な内容になります。これらは、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、その殆どが1年以内に決済が到来するものであります。

短期借入金及び長期借入金は、経営安定化のため市中銀行より運転資金として借入れたものであり、このうち一部のものについては金利変動のリスクに晒されておりますが、必要に応じてデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。また、これについては、月次ごとに資金繰計画を作成・見直しする等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。(注)2参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	861,479	861,479	—
② 売掛金	303,724	303,724	—
③ 投資有価証券 其他有価証券	3,524,927	3,524,927	—
資 産 計	4,690,131	4,690,131	—
① 買掛金	65,888	65,888	—
② 短期借入金	38,000	38,000	—
③ 長期借入金	349,866	349,702	△163
負 債 計	453,754	453,590	△163
デリバティブ取引			
イ ヘッジ会計が適用されて いるもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(※) 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより1年内返済予定の長期借入金に計上されたものについては、上表では長期借入金として表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金及び②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価については、原則として取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。ただし、特別の事情により取引金融機関から提示された価格が実態より著しく高いと認められるものについては、妥当と判断される価格まで時価を切り下げております。

負債

①買掛金及び②短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

イ ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	102,764

これらについては、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「③投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	861,479	—	—	—
売掛金	303,724	—	—	—
合計	1,165,203	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期借入金	139,690	198,320	11,856	—

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | | |
|----------------|------|-----|
| (1) 1株当たり純資産額 | 360円 | 41銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3円 | 61銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(令和2年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	876,642	流 動 負 債	186,113
現 金 及 び 預 金	401,871	買 掛 金	45,791
売 掛 金	179,802	1年内返済予定の長期借入金	72,244
預 け 金	167,682	未 払 金	20,730
商 品	2,070	未 払 費 用	4,478
仕 掛 品	6,250	未 払 法 人 税 等	19,114
その他のたな卸資産	2,035	前 受 金	2,276
前 払 費 用	8,057	預 り 金	3,885
そ の 他	108,894	そ の 他	17,592
貸 倒 引 当 金	△23	固 定 負 債	939,010
固 定 資 産	3,676,408	長 期 借 入 金	92,123
投 資 そ の 他 の 資 産	3,676,408	資 産 除 去 債 務	15,035
投 資 有 価 証 券	3,524,927	繰 延 税 金 負 債	827,389
関 係 会 社 株 式	74,078	そ の 他	4,462
長 期 前 払 費 用	584	負 債 合 計	1,125,123
長 期 滞 留 債 権	26,650	純 資 産 の 部	
出 資 金	30	株 主 資 本	1,552,995
そ の 他	76,787	資 本 金	823,267
貸 倒 引 当 金	△26,650	資 本 剰 余 金	956,507
		資 本 準 備 金	956,507
		利 益 剰 余 金	△187,054
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△187,054
		繰 越 利 益 剰 余 金	△187,054
		自 己 株 式	△39,724
		評価・換算差額等	1,874,732
		その他有価証券評価差額金	1,874,732
		新 株 予 約 権	198
		純 資 産 合 計	3,427,926
資 産 合 計	4,553,050	負債及び純資産合計	4,553,050

損 益 計 算 書

（令和元年 8 月 1 日から）
（令和 2 年 7 月 31 日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	854,104
売 上 原 価	679,911
売 上 総 利 益	174,193
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	259,778
営 業 損 失	85,584
営 業 外 収 益	142,062
受 取 利 息	807
有 価 証 券 利 息	24,655
受 取 配 当 金	7,539
投 資 有 価 証 券 売 却 益	98,971
そ の 他	10,087
営 業 外 費 用	66,559
支 払 利 息	2,231
投 資 有 価 証 券 売 却 損	59,708
そ の 他	4,619
経 常 損 失	10,082
特 別 利 益	96,906
関 係 会 社 株 式 売 却 益	96,906
特 別 損 失	2,962
固 定 資 産 除 却 損 失	1
減 損 損 失	2,961
税 引 前 当 期 純 利 益	83,862
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14,736
当 期 純 利 益	69,126

株主資本等変動計算書

（令和元年 8 月 1 日から）
（令和 2 年 7 月 31 日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
令和元年 8 月 1 日残高	823, 267	956, 507	956, 507	△256, 180	△256, 180	△39, 724	1, 483, 869
事業年度中の 変動額							
当期純利益	—	—	—	69, 126	69, 126	—	69, 126
株主資本以 外の項目の 事業年度中 の 変 動 額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の 変動額合計	—	—	—	69, 126	69, 126	—	69, 126
令和 2 年 7 月 31 日残高	823, 267	956, 507	956, 507	△187, 054	△187, 054	△39, 724	1, 552, 995

（単位：千円）

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
令和元年 8 月 1 日残高	1, 084, 341	1, 084, 341	198	2, 568, 409
事業年度中の変動額				
当期純利益	—	—	—	69, 126
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	790, 390	790, 390	—	790, 390
事業年度中の変動額合計	790, 390	790, 390	—	859, 516
令和 2 年 7 月 31 日残高	1, 874, 732	1, 874, 732	198	3, 427, 926

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品：移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕 掛 品：個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他のたな卸資産：個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)：定率法

主な耐用年数

工具、器具及び備品 5年

無形固定資産(リース資産を除く)：定額法

主な耐用年数

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア等の計上基準：当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては検収基準を適用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。

重要なヘッジの：

① ヘッジ会計の方法

方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

消費税等の会計処理：消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「為替差損」(当事業年度4,609千円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	100,416千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債務	24,499千円
(3) 関係会社に対する長期金銭債務	4,462千円
(4) 有形固定資産の減価償却累計額	42,285千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 4,316千円

売上原価 58,948千円

営業取引以外の取引による取引高

業務受託手数料 4,710千円

受取利息 775千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 23,345株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生的主要原因別の内訳

未払事業税	3,234千円
商品評価損	38千円
貸倒引当金超過額	8,167千円
投資有価証券評価損	597千円
関係会社株式評価損	13,069千円
繰越欠損金	116,397千円
資産除去債務	4,603千円
減損損失	1,705千円
繰延税金資産小計	147,814千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△116,397千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△31,416千円
評価性引当額小計	△147,814千円
繰延税金資産合計	—千円

繰延税金負債発生的主要原因別の内訳

投資有価証券評価差額金	827,389千円
繰延税金負債合計	827,389千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

当社との関係	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	スタートメディアジャパン株式会社	74.1%	本社業務の受託	2,100	未収入金立替金	1924
			役務提供の受託	4,316	売掛金	—
子会社	株式会社デリバリーコンサルティング	40.1%	本社業務の受託	2,610	未収入金	220
			開発業務の委託	58,948	買掛金	24,499
			預り保証金の受取	—	預り保証金	4,462
子会社	株式会社メディアシーケキャピタル	100.0%	資金の貸付	100,000	短期貸付金	100,000
			利息の受取	775	未収収益	—

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。
2. 上記取引金額には、消費税等を含んでおりませんが、期末残高の内、消費税等課税取引に係るものは、消費税等を含んでおります。

(2) 役員及び個人主要株主等

当社との関係	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社プログラフィック	—	開発業務の委託	34,493	買掛金	4,317

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。
2. 上記取引金額には、消費税等を含んでおりませんが、期末残高の内、消費税等課税取引に係るものは、消費税等を含んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

351円 80銭

(2) 1株当たり当期純利益

7円 9銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年9月18日

株式会社メディアシーク

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任
社員 公認会計士 本 間 洋 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任
社員 公認会計士 島 川 行 正 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メディアシークの令和元年8月1日から令和2年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディアシーク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年9月18日

株式会社メディアシーク

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任

社員

公認会計士 本間 洋一 ㊞

業務執行社員

指定有限責任

社員

公認会計士 島川 行正 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディアシークの令和元年8月1日から令和2年7月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和元年8月1日から令和2年7月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年9月23日

株式会社メディアシーク 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 福田 峰 之 ㊟

監 査 役(社外監査役) 武 田 健 二 ㊟

監 査 役(社外監査役) 西 井 敏 恭 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役 6 名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6 名）が任期満了となります。つきましては、取締役 6 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	にし お なお き 西 尾 直 紀 (昭和40年11月 1 日生)	平成 3 年 4 月 アンダーセンコンサルティング入社 平成 8 年 9 月 アンダーセンコンサルティング株式 会社(現アクセンチュア株式会社)へ 転籍 平成12年 3 月 当社設立 当社代表取締役社長(現任) 平成15年 7 月 スタートメディアジャパン株式会社 代表取締役社長(現任) 平成17年 8 月 株式会社デリバリー (現株式会社デ リバリーコンサルティング) 取締役 (現任) 平成27年10月 株式会社L i n k－U社外取締役(現 任) 令和元年 8 月 株式会社メディアシークキャピタル 代表取締役 (現任)	3,478,400株
2	ね づ やす ひろ 根 津 康 洋 (昭和42年 9 月 7 日生)	平成 4 年 6 月 アンダーセンコンサルティング入社 平成10年 9 月 アンダーセンコンサルティング株式 会社(現アクセンチュア株式会社)へ 転籍 平成12年 3 月 当社設立 当社取締役(現任) 平成12年 9 月 当社業務管理部長(現任) 平成15年 7 月 スタートメディアジャパン株式会社 監査役(現任) 平成17年 8 月 株式会社デリバリー(現株式会社デ リバリーコンサルティング) 監査役 令和元年 8 月 株式会社メディアシークキャピタル 監査役 (現任)	728,100株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	え ぐち いく こ 江 口 郁 子 (昭和44年1月4日生)	平成3年4月 清水建設株式会社入社 平成5年8月 横浜市市議会議員選挙対策事務所勤務 平成9年4月 株式会社ユニバーサル・プランニング設立 代表取締役 平成12年3月 当社設立 当社取締役(現任) 平成13年9月 当社メディアイノベーション事業部長 平成14年9月 当社事業開発部長 平成15年7月 スタートメディアジャパン株式会社取締役 平成16年1月 スタートメディアジャパン株式会社代表取締役(現任) 平成24年9月 当社コンシューマー事業部長(現任) 平成29年10月 株式会社デリバリーコンサルティング取締役(現任) 令和元年8月 株式会社メディアシークキャピタル取締役(現任)	96,500株
4	う え だ こ う じ 上 田 耕 嗣 (昭和43年9月8日生)	平成3年5月 アンダーセンコンサルティング入社 平成9年9月 アンダーセンコンサルティング株式会社(現アクセンチュア株式会社)へ転籍 平成13年8月 当社入社 平成18年10月 当社サービス開発事業部長 平成19年10月 当社取締役(現任) 平成24年9月 当社法人事業部長(現任) 平成25年10月 株式会社デリバリー(現株式会社デリバリーコンサルティング)監査役 平成27年10月 株式会社デリバリー(現株式会社デリバリーコンサルティング)取締役(現任) 平成28年10月 スタートメディアジャパン株式会社取締役(現任)	5,000株
5	いち はし てつ 市 橋 哲 (昭和51年12月26日生)	平成12年4月 三井鉱山株式会社(現日本コークス工業株式会社)入社 平成15年12月 株式会社メディアシーク入社 平成27年10月 株式会社デリバリー(現株式会社デリバリーコンサルティング)監査役 平成28年10月 株式会社デリバリーコンサルティング取締役(現任) 令和元年8月 株式会社メディアシークキャピタル取締役(現任) 令和元年10月 当社取締役(現任) 当社経理部長(現任)	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
6	し み ず と も ひ こ 清 水 知 彦 (昭和36年1月13日生)	平成4年4月 第一東京弁護士会登録 成和共同法律事務所入所 平成9年8月 Winthrop, Stimson, Putnam & Roberts 法 律 事 務 所 (現 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman法律事務所) 勤務 平成14年2月 清水国際法律事務所所長 平成18年6月 三櫻工業株式会社社外監査役 (現任) 平成21年1月 内閣府 官民人材交流センター 法令等遵守担当室長 平成23年6月 石川島建材工業株式会社社外監査役 平成26年8月 日本ヘルスケア投資法人監督役員 平成26年10月 当社社外取締役 (現任) 平成29年4月 木村・佐生・奥野法律特許事務所パ ートナー 平成29年10月 株式会社デリバリーコンサルティング 監査役 令和2年5月 弁護士法人鶯花代表社員 (現任)	—

- (注) 1. 取締役候補者西尾直紀氏はスタートメディアジャパン株式会社の代表取締役社長及び株式会社メディアシーケキャピタルの代表取締役を兼務しており、当社は当該会社との間に業務委託等の取引関係があります。
2. 取締役候補者江口郁子氏はスタートメディアジャパン株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は当該会社との間に業務委託等の取引関係があります。
3. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 清水知彦氏は社外取締役候補者であります。
清水知彦氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として法律に関する高い専門知識と豊富な経験を有しており、当該経験等を活かして当社への経営全般の監視と幅広い視野からの有効な助言を行っていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 清水知彦氏は当社との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との間で上記契約を継続する予定であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋兜町2番1号

東京証券取引所 東証ARROWS内

2F 東証ホール

TEL 03 (3666) 0141



西口エントランス（見学受付入口）からご入場下さい。

最寄駅

- | | | |
|--------|------------|------|
| ●東西線 | 茅場町駅（出口10） | 徒歩5分 |
| ●日比谷線 | 茅場町駅（出口7） | 徒歩7分 |
| ●都営浅草線 | 日本橋駅（出口D2） | 徒歩5分 |

会場には駐車場を準備しておりません。

公共の交通機関等をご利用下さいますようお願い申し上げます。